

相良村情報通信施設高度化事業仕様書

令和7年3月

相良村企画商工課企画情報係

相良村情報通信施設高度化事業仕様書

1 事業内容

(1) 整備方式:民設民営一部負担方式

電気通信事業者による民設民営方式の光ブロードバンド(FTTH方式)を整備し、本村が整備費用の一部を負担(補助)する。

(2) 整備後の運用方針

整備された施設は整備事業者の資産とし、運営費及び災害対策・復旧費を含む維持管理費並びに機器更新など、整備後に発生する経費は整備事業者の負担とする。またインターネット等サービス提供にかかる加入促進については、当該事業者によって行われるものとする。

なお、現在公設で運用中の相良村光ブロードバンドサービスは、本事業の光ブロードバンドサービスが開始された後、1年を目途に廃止し、村内全域に公設で敷設している光ケーブルは、難視聴地域への地上デジタル放送再送信に必要な箇所以外は、撤去する予定である。

(3) サービス提供地域

整備対象範囲は、以下のとおり。すでに村内で民間サービスが提供されている地域(※2)を除く。ただし、村内の整備対象地域以外を事業者独自に整備することについては問わない。

地区名	世帯数 令和7年2月28日現在	インターネット利用数 令和7年2月28日現在
四浦	242世帯	410世帯
川辺※1	408世帯	
深水	384世帯	
柳瀬(1箇所) ※2	552世帯	

※1 1箇所は整備対象外とする。

※2 柳瀬地域は、NTT西日本が光サービス提供中。1箇所は光サービス未提供

(4) 事業期間

完了時期は、原則、令和8年3月31日とする。

なお、詳細なスケジュールについては、別途、協議する。

2 国の補助事業に係る要件

(1) 本村にとって有利となるような提案を行うこと。

(2) 国の実施する高度無線環境整備事業の補助金申請については、令和6年度補正予算と令和7年度当初予算に施工区間を分けて申請を行うこと。

(3) 施工区間を分けた事業ごとに事業費及び村の補助額を提示すること。

(4) 補助対象者となった場合は、国の実施する高度無線環境整備推進事業に対して補助金の交付決定を受けた後速やかに補助金交付申請を行うこと。

(5) 村内の住民宅への Wi-Fi 設置促進に向けた取り組みを提示すること。

3 補助対象経費及び補助金の交付

(1) 補助対象経費及び補助金の交付は、「相良村補助金交付規則(昭和 58 年相良村規則第 1 号)」及び「相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項」に基づき処理を行う。

(2) 補助金の上限額は、277, 000, 000円とする。

(3) 補助金の支払いは、出来高確認申請書または実績報告書の提出を受け確認検査を行った後、請求書の提出を受け支払うものとする。

4 光ブロードバンドサービス提供要件

(1) インターネットサービス(基本サービス)

- ① 整備対象地域の現居住者が加入を希望する全世帯にサービスを提供可能とすること。
- ② 通信速度は、ベストエフォート型で最大通信速度1Gbps以上のサービスを提供できること。
- ③ 加入者が複数のプロバイダから選択できることが望ましい。
- ④ 家庭内で Wi-Fi ができるよう無線 LAN 環境を整えること。
- ⑤ 将来的な拡張性並びに IP アドレス枯渇問題を考慮し、伝送網の通信規格が IPv6 に対応できることが望ましい。
- ⑥ 企業向けプライベートネットワーク(VPN)を構築できること。
- ⑦ インターネット網を介さない高セキュリティな VPN を構築でき、全国の拠点と通信が容易に実現できることが望ましい。

(2) IP 電話サービス

- ① 利用中の固定電話の番号が利用できる IP 電話サービスが提供できること。
- ② IP 電話サービス加入後は、現在利用中の固定電話契約を解約できること。

(3) 映像サービス

- ① インターネットと同一の回線を利用して家庭のテレビで地上デジタル放送、BS 放送、CS 放送が視聴できることが望ましい。

(4) セキュリティ対策

- ① 外部からのコンピュータ・ウイルスの侵入防止と感染時の駆除、スパイウェアやフィッシング詐欺対策に対応したセキュリティ機能を有していること。

(5) 保守・費用・アフターサービス

- ① 加入申し込み時に発生する工事費・手数料等の費用について、村は一切負担しないこと。
- ② 今回構築する設備の維持管理運営費及び機器更新・増設等の費用については、整備事業者の負担とすること。

- ③ 各種サービスや故障、加入に関する問い合わせ等について、村は一切関与しないので、専用ヘルプデスクを設置し対応すること。
- ④ サービス開始時には、加入促進に伴う説明会等を適宜行うこと。なお、公共施設を利用する場合は、村が協力することは可能であること。

(6)その他

- ① 本サービスは将来にわたり継続して提供することとし、整備事業者判断により本サービスを停止することはできないこと。万が一撤退する場合は、整備した設備の無償譲渡又は補助金返還を行うこと。
- ② 本事業にて整備した設備の最大収容数より多くの利用希望が発生した場合は、整備事業者負担にて設備を増設すること。
- ③ 今後の技術革新に伴う新サービスについては、整備事業者負担で対応するものとする。
- ④ 事業者は、本村の求めに応じて、住民の加入状況について提供すること。
- ⑤ 本仕様書は主要項目のみ示しており、明示していない事項で当然実施しなければならないものについては、整備事業者の責任で実施するものとする。

5 関係法令等の適用、遵守

本事業は、電気通信事業法その他関係法令の適用を受けるとともに、これを遵守しなければならない。

6 企画提案書の記載要領

上記内容を理解した上で、「相良村光ブロードバンド整備事業公募型プロポーザル実施要項」6(2)「審査項目及び配点」に記載の大項目及び小項目に従い企画提案書を提出すること。様式は任意とする。なお、各項目については、以下に沿うものとし、具体的かつ実現性のある提案を行うこと。

(1)企画提案書内容

1. 会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・企業規模(会社名、所在地、資本金、社員数、事業内容、直近2年間の収支決算の内容) ・これまでの光サービス提供実績(契約件数等) ・他地域における民設民営方式によるサービス提供の実績
2. 提案に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に対する提案者の基本的な考え方、取組方針 ・整備方針 ・整備後の運用方針(後年度負担、加入者減に伴う設備維持方針など) ・サービス提供地域(光サービス提供中の区域を除いた居住区域でサービス提供できるか。) ・事業実施期間(サービス提供までのスケジュールについて記載)

3. サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・光ブロードバンドサービス内容や特徴(通信規格、月額料金、初期工事費、事務手数料等) ・プロバイダサービスの概要(月額料金、プロバイダ数、加入者の意思による選択可能か等) ・IP 電話サービス(サービス概要、初期費用、月額利用料金、固定電話からの切り替えや番号継続が可能か等) ・映像サービス(他地域で実施のサービス内容、当地域での将来的な実施可能性など) ・Wi-Fi サービス(家庭内 Wi-Fi 環境の整備等) ・セキュリティサービスの概要 ・IPv6 対応について ・企業向けサービス(企業誘致に有利な VPN の内容や初期費用、月額利用料金、その他のサービスなど)
4. 利用者サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時の対応(電話やインターネットによる窓口対応方法、対応時間、連絡体制など) ・故障発生時の対応(電話やインターネットによる窓口対応方法、対応時間、連絡体制など) ・災害発生時の体制 ・利用者サポート体制(ルーター設定、接続に関することへの対応、アフターケアなど) ・サービス開始時の加入促進策
5. 設備の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・上位回線冗長化状況 ・停電対策(大規模停電時における非常用電源が確保できているか、復旧体制など) ・ネットワークのセキュリティ(サービス提供に支障をきたすような重大インシデント防止策が施されているか)
6. 保守体制・災害復旧能力	<ul style="list-style-type: none"> ・保守拠点体制 ・サービス提供設備の維持・保守体制 ・災害発生時の対応(これまでの復旧実績など)
7. 将来性・拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の情報通信技術への対応や取組(新たなサービスの提供可能性、全国同一水準のサービス提供維持できるか) ・光ブロードバンドを利用した、本村での地域活性化策や事業提案など(地域への貢献、雇用創出の可能性、農林業、教育、福祉分野などでの展開)

(2) 作成条件

- ① 提案書の形式は、A4様式、横書きとする。なお、A4サイズのファイルに綴じること。
- ② 目次を作成し、ページ番号を記載すること。

- ③ 日本語で簡潔明瞭に記載し、必要に応じて図表を活用すること。専門用語については注釈を付ける等、専門家以外が見ても分かりやすいように工夫を凝らすこと。

7 事務局(問合わせ先)

〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1

相良村役場企画商工課企画情報係 担当 杉田

TEL:0966-35-1036 FAX:0966-35-0011

Mail:kikaku@vill.sagara.lg.jp